

第 1 回 海陽町農業委員会会議録

会議名 平成28年度 第 1 回 海陽町農業委員会

日 時 平成28年4月25日（月曜日）午後1時30分より

場 所 海陽町海部庁舎 3階会議室

出席委員名 22 名

議 長 吉田豊樹

出席委員

1番 富田 豊	2番 小狭一成	3番 北地正敬		5番 小山浩徳
6番 富田和樹	7番 平岡伸弘	8番 須濱靖次	9番 西田洋美	10番 濱崎禎文
11番 村本栄一	12番 米田公彰	13番 西岡利信		15番 南谷輝幸
16番 大東英治		18番 山下久男	19番 河内茂男	20番 森 和男
21番 広田英子	22番 中張雅弘	23番 松川晴夫		
26番 芝下初夫				

事務局 本田 寿

議題

1. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
2. 農地法第5条許可申請について
3. 農地利用集積計画書（利用権設定）決定の承認について
4. その他

1. 開会

議長	只今から、4月農業委員会を開催します。 <u>山田委員、長谷委員、池下委員、山上委員、川端委員、5名</u> の欠席の報告があり、本日は <u>22</u> 名の出席です。 会議規則により、会議が成立していることを報告します。
----	---

2. 議事録署名の指名

議長	それでは、はじめに議事録の署名者について指名させて頂きたいと思えます。 ご異議ございませんか。 (異議なし。) 異議なしということでございますので、 <u>26番 芝下委員、1番 富田委員</u> を指名します。
----	---

3. 議事

議長	第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明して下さい。
事務局	農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明します。 譲受人は、 譲渡人は、 申請地は、多良字上ゴソ29番地1の1筆で、地目 田、面積 3,170㎡となります。 譲受人 <u> </u> は、自作地6,375㎡を耕作し、トラクター、耕耘機、田植機、コンバイン等を所有、主な作物は水稻で、一部に一般野菜の栽培を行っております。

また、現在 申請地である土地 3,170 m²を譲渡人 [REDACTED] より借り入れ洋ラン栽培を行っており、土地の買い受け後は自作地を含め、洋ラン栽培を行う予定であります。

申請地の所在、利用状況については1～3ページの位置図、現況写真等資料でご確認下さい。

議長

質疑意見ございませんか。

許可することに異議ございませんか。

(異議なし。)

それでは、1号議案は農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると判断し、許可することとします。

議長

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明して下さい。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

譲受人は、

譲渡人は、

の2名であります。

申請地は、譲渡人 [REDACTED] 所有分 2筆

浅川字下戸矢21番地3、地目 田、面積 74 m²

同 21番地4、地目 田、面積 11 m²

譲渡人 [REDACTED] 所有分の5筆

浅川字下戸矢22番地1、地目 田、面積 238 m²

同 23番地1、地目 田、面積 564 m²

同 23番地3、地目 田、面積 356 m²

同 24番地、地目 田、面積 132 m²

同 25番地3、地目 畑、面積 429 m²

合計面積 1,451.56 m² の7筆です。

<p>議長</p>	<p>転用の目的としまして、資料6ページ、緑色に着色した申請地に隣接する土地(山林・雑種地)を使用^{ちんしゃく}し、その隣接地と併せて、既存の鶏舎隣へ、資料7ページ、青色で着色した鶏舎を増築し、ブロイラーの飼育を行う計画となっております。</p> <p>申請地に関しては、現況写真10～12ページのとおり、すべて耕作放棄地であり、また周辺に民家もなく、近隣に迷惑、及び隣接地に被害を及ぼす事は無いと思われま。</p> <p>尚、資金証明、今回使用する申請地に隣接する土地の使用賃借契約書、その他必要添付書類等については、事務局で確認しております。</p> <p>質疑意見ございませんか。</p> <p>許可することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請は、審議の結果、立地基準、一般基準において各許可要件に問題ないものと判断、許可することとします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして、第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について、事務局より説明して下さい。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画、利用権設定について説明します。</p> <p>番号1番 利用権を設定する土地、 多良字大道西1番地1、地目 田、 面積 895㎡です。 利用権を設定する者は、 (貸人)、権利の種類として 賃貸権により、 (借人) に、始期平成28年5月1日から、終期平成31年4月30日までの3年間の設定です。</p>

<p>議長</p>	<p>他、農地利用計画書のとおり 合計17件、32筆、 面積 32,172.2㎡です。 設定内容については、農用地利用集積計画書で確認してください。</p> <p>質疑意見ございませんか。</p> <p>農用地利用集積計画案について異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法18条 第3項の各要件を満たしているものとして、農業委員会の意見決定するこ ととします</p> <p>この後、法第19条により、平成28年5月1日に、公告することとしし ます。</p>
<p>議長</p>	<p>4、その他議案について</p> <p>その他、意見ございませんか。</p> <p>機構集積協力金(支援制度)に対する説明を求められ、事務局より概略説明 をする。</p> <p>細かい説明については、次回の委員会にて、農地中間管理機構の推進者を 招き勉強会の開催予定とした。</p> <p>以上をもちまして、4月農業委員会を閉じます。 次回の開催は、5月25日(水曜日)海部庁舎3階で予定しています。</p> <p style="text-align: center;">議事録署名者 芝 下 初 夫</p> <hr style="width: 50%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">議事録署名者 富 田 豊</p> <hr style="width: 50%; margin: auto;"/>